ＡＴＣ（オートデスク認定トレーニングセンター）契約書

オートデスク認定トレーニングセンター契約(以下「本契約」)は、日本法に基づき設立された法人であり、その主たる営業所を　東京都中央区晴海1-8-10　晴海アイランド　トリトンスクエア　オフィスタワーX 24階に有する　オートデスク株式会社（以下「オートデスク」）と一般社団法人Civilユーザ会（以下「トレーニングセンター」）の間で締結され、 2016年7月1日（以下「発効日」）に発効する。

本契約 8.11 項に基づく通知のための、トレーニングセンターの住所および電話番号は、以下の通りとする。

住 所：〒171-0014　東京都豊島区池袋二丁目11番9号　安藤ビル2階2号
電話番号：03-5949-3122
ファックス番号：03-3981-0131
電子メール： fujisawa@cim-cug.jp

1. 定義

1.1 **「公認インストラクター」**とは、トレーニングセンター・サイトにて、１つまたは複数のオートデスクソフトウェア製品の使用方法を教授するために、ATC により選抜され、かつ認可された人物をいう。インストラクター証明書は、トレーニングセンターのみにより獲得および保持される称号で、トレーニングセンター以外の個人または法人に対し、いかなる権利および利益を授与するものではなく、トレーニングセンター間または個人間で譲渡されない。

1.2 **「アーカイブコピー」**とは、バックアップまたはアーカイブ目的のための、オートデスクソフトウェア製品の各コピーをいう。

1.3 **「ATC」**とは、オートデスク認定トレーニングセンターとして、オートデスクにより認定された法人をいう。

1.4 **「オートデスクソフトウェア製品」**とは、オートデスク、その子会社および関係会社の、現行製品提供をいう。

1.5 **「秘密情報」**とは、以下(a), (b),(c)または(d)のいずれかに該当する情報をいう。
(a) いずれかの当事者より口頭または書面にて、秘密であると指定したもの
(b) オートデスクソフトウェア製品に関連するもの
(c) オートデスクの業務に関連するもの
(d) オートデスクとの関係に基づき、トレーニングセンターが受領するその他の情報
(製品計画、製品設計、製品費用、製品価格、製品名、財務情報、マーケティング計画、商機、職員、研究、開発またはノウハウを含むがこれらに限定されない。)

1.6 **「教材」**とは、１つまたは複数のオートデスクソフトウェア製品の使用の教育のために、オートデスクまたはその他の第三者開発者により開発された、教育およびトレーニングマテリアルの集合をいう。

1.7 **「指定区分」**とは、トレーニングセンター・サイトがプログラム・ガイド中で規定される要件に、適用および合致する区分をいう。トレーニングセンター・サイトの現在の指定区分は添付書Ａに特定される。

1.8 **「エンドユーザー」**とは、オートデスクソフトウェア製品の認可されたコピーの既存また将来のユーザ

ーをいう。

1.9 **「マテリアル」**とは、オートデスクソフトウェア製品に梱包または付随する、全てのオートデスクソフトウェア製品、メディア、ドキュメントおよびその他のマテリアル、オートデスクの秘密情報、データ、写真、サンプル、印刷物、セールスエイド、もしくはオートデスク、オートデスクの子会社および関係会社が、トレーニングセンターにいかなる形式またはフォーマットで提供するその他の所有物をいう。

1.10 **「その他のオートデスク契約」**とは、トレーニングセンターがオートデスクと締結しているその他の現存する代理店またはその他の種類の契約をいう。

1.11 **「プログラムガイド」**とは、ATC プログラムの詳細を含むオートデスクの ATC プログラムガイドをいう(以下「プログラムガイド」)。 プログラムガイドの現在のバージョンは、オートデスクより ATC メーリングを通じて定期的に再配布される。

1.12 **「サイト」**とは、添付書Ａおよび添付資料に特定され、センターが ATC としてエンドユーザーに対して本契約に基づくトレーニングを提供する、それぞれの物理的所在地を指す。

2. 任命及び ATC の要件

2.1 **任命** オートデスクはここに、本契約に定める全ての契約条件に従うことを条件として、トレーニングセンターを ATC として認定する。

2.2 **ATC の要件** 本契約期間中常に、各トレーニングセンターのサイトは、本プログラムガイド内に規定される全ての ATC 要件を満たすものとする。オートデスクは、Autodesk Partner Portal に通知または修正された要件を掲示することにより、ATC 要件をいつでも修正する権利を留保する。トレーニングセンターは、本プログラムガイドに規定される ATC 要件を現在遵守していること、および時折プログラムガイド内にオートデスクにより公表される最新のプログラムガイドを遵守し続けることを表明および保証する。但し、トレーニングセンターは、かかる新しい要件を全てのサイトに遵守させるため、新 ATC 要件公表の日から起算して 30 日の準備期間が与えられる。

2.3 オートデスク認定代理店であるトレーニングセンターは、頒布することを認可されているオートデスクのソフトウェア製品のためだけに、トレーニングを提供することができる。1 つまたはそれ以上のオートデスク製品の頒布権が解除された場合、かかる製品におけるトレーニングを提供する権利は、追加通知を行うことなく、同時に解除されるものとする。さらに、“再販不可”、“NFR”、その他の指定やオートデスクソフトウェア製品を商業目的で使用してはならない。

3. オートデスクのサービス及び特典

オートデスクはトレーニングセンターにプログラムガイドまたは時折オートデスクによりなされるコミュニケーションに規定されるサポートおよびサービスを提供するものとする。オートデスクは、Autodesk Partner Portal または、ATC メールにて通知を掲示することにより、オートデスクのサービスまたは特典をいつでも変更、交換、補足または終了する権利を留保する。

4. オートデスクソフトウェア製品のライセンス

4.1 **ライセンス権**

(a) トレーニングセンターは、自身の選択により、ATC 年間プログラム期間中、トレーニングセンターへの通告無しに時折オートデスクが修正することがあるプログラムガイドに規定されるライセンス料の支払いに基づき、トレーニングセンターが提供する ATC 指定区分およびコースに対応するオートデスクソフトウェア製品のライセンスを選択することができる。適用ライセンス料の支払いと同時に、オートデスクはトレーニングセンターに対し、年間 ATC プログラムの期間中、トレーニングセンターが発注した各オートデスクソフトウェア製品の電子的なダウンロードを利用可能にし、また適切な場合、トレーニングセンターに適切な全ての新しいオートデスクソフトウェア製品およびアップデートを、利用可能にする。製品は、エンドユーザーへのトレーニングのためのみとし、製品がリリースされた時点で定期的にアップグレードできる。

(b)　トレーニングセンターは、(i)オートデスクソフトウェア製品のアーカイブコピーを１つだけ作成またはインストールすることを認可され；および(ii)トレーニングセンターのためにソフトウェアを評価する目的のためオートデスクソフトウェア製品の使用の自己教示およびＡＴＣコース開発のためにのみ二台目のコンピューター上に１つの追加コピーの作成を認定インストラクターに許可することを認可される。アーカイブコピーは、以下(a)、(b)、(c)および(d)の条件に基づき使用される。

(a)　トレーニングセンターが所有または管理するサイトに置かれているコンピューター上での使用に限定される。
(b)　エンドユーザーの教育を促すためだけに、使用許諾された時の暦年中の間のみ使用される。
(c)　使用許諾されたプログラム年度の１月 31 日に満了する。
(d)　その他、かかるオートデスクソフトウェア製品に付随する使用許諾契約書の条件に従う。

アーカイブコピーのその他の使用、または第三者へのアーカイブコピーの引渡は明示的に禁止され、かつ本契約の即時解除、およびオートデスクが享有または適切とみなされるその他是正措置の事由となる。トレーニングセンターは、教育目的のために使用されなくなった、またはかかるソフトウェアの新しいバージョンにアップグレードされた全てのアーカイブコピーを速やかに除去および破棄するものとする。トレーニングセンターは、直ちにオートデスクに本契約の条件に一致しないアーカイブコピーの使用を報告し、かかるコピーが廃棄されたことをトレーニングセンターの役員または学校長からの書面による証明書をオートデスクに提供するものとする。いかなる状況においても、トレーニングセンターは、エンドユーザーにサイト外での個人的または専門的な使用のためにオートデスクソフトウェア製品のコピーを申し出または提供してはならず、あるいはエンドユーザーによるまたはエンドユーザーのために、オートデスクソフトウェア製品の複製行為を許可または促進しないものとする。

4.2　**補償**
トレーニングセンターは、オートデスクを、アーカイブコピーの使用に起因する被害または損害に対する法的責任より、防御、補償かつ免責する。

4.3　**登録**
トレーニングセンターは、ソフトウェア登録に関連する、最新のオートデスクのポリシーおよび手続きを遵守するものとする。

5.　監査権

オートデスクは、その裁量により、オートデスクの毎事業年度中一度を上限に、トレーニングセンターによる本契約の条件の遵守を確認するため、トレーニングセンターの財務またはその他の記録の監査を行うことができる。かかる監査は、トレーニングセンターへの合理的な通知に基づき、１つまたは複数のトレーニングセンターのサイトで通常の業務時間帯に行うものとする。

6.　秘密保持

6.1　**秘密情報の開示及び使用の制限**　各当事者は、秘密情報の不正な開示を防止するため、自己の秘密情報の不正な開示を防止するために用いるのと同程度以上の、合理的な注意を行うものとする。本契約に基づいて開示された秘密情報は、受領当事者が、本契約の推進または義務の履行のためにのみ使用するものとする。

6.2　**例外**　秘密情報は、以下(a)、(b)、(c)、または(d)の情報を含まない。
(a)　受領当事者が第三者から制約なく正当に受領した情報
(b)　受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に知っている、または開発した情報
(c)　受領当事者の本契約に基づく義務の違反によることなく公衆に一般に知られているか知られるようになった情報
(d)　情報開示者の書面による許可により開示が承認された情報

7. 期間、更新、解除およびその他の救済手段

7.1 **初期期間および更新** 本契約は、発効日に開始し、その次の暦年の１月 31 日に終了するものとする。いずれかの当事者が他方当事者に対して、当事者が本契約を更新しない意思を示す旨を、契約終了日の少なくとも 60 日前に書面にて通知しない場合、本契約期間は、その後１年間自動更新される。 トレーニングセンターが、新規プログラム年度の初日現在（即ち、2 月 1 日）で、トレーニングを行うための各オートデスクソフトウェア製品の有効かつ現在のライセンス購入を怠った場合、またはかかるライセンスがオートデスクまたは他の供給業者からの購入かにかかわらず、かかるトレーニングセンターが本契約、署名およびオートデスクに返却していた場合であっても、トレーニングセンターの契約を即時解除する。

7.2 **倒産による解除** トレーニングセンターが支払不能、倒産管財制、破産手続、または債権者ための譲渡等に関係する破産またはその他の手続きの任意または非任意の申立を行った場合、オートデスクはただちに、本契約を解除する権利を有する。前述に加え、トレーニングセンターが任意で関連法に基づき債権者に対する保護を申し立てる、または破産時の非任意申立の対象となる場合、オートデスクが、適用される法に基づき規定された本契約の利益を留保するための全ての権利を得ることを、トレーニングセンターは合意する。適用法令に基づいてオートデスクに承諾された権利は、明示的または非明示的のいずれかに関わらず、かかる放棄を確認する書面による合意なしに、放棄されたとみなされないものとする。

7.3 **違反による解除** 他方当事者が本契約条件の重大な違反を行い、当該違反の通知後３０日以内に治癒されない場合、被違反当事者は本契約を解除できる。当該違反が治癒不能であった場合、被違反側当事者は通知により本契約を直ちに解除できる。

7.4 **都合による解除** オートデスクは、トレーニングセンターに対し６０日以上前の書面による通知により、本契約を都合により解除できる。

7.5 **オートデスクとのその他の契約の違反** トレーニングセンターが、現在有効なオートデスクとのその他の契約がある場合、かかるオートデスクとのその他の契約条件の違反は、オートデスクの選択により、本契約の違反とみなされ、本契約条件の違反が発生した場合と同様の方式で、オートデスクが本契約を解除することを認めるものとする。オートデスクとのその他の契約について、申し立てられるオートデスクの違反は、オートデスクが本契約に違反したとみなされないものとし、トレーニングセンターの解除事由を構成せず、また本契約に基づくトレーニングセンターによる損害の申立を立証しないものとする。

7.6 **エンドユーザーの不満による解除** オートデスクは、トレーニングセンターが全てのエンドユーザーとの関係を専門的および正直な方法で行っていることを信頼している。高レベルの顧客満足を得ることができないことは本契約の重大な契約違反であるとみなされ、オートデスクがエンドユーザーからトレーニングセンターに対する不満を表す申立を受理した場合、オートデスクは、トレーニングセンターへの法的責任なしに本契約を解除する権利を留保する。

7.7 **契約終了の効果**

(a) **金銭の支払期限** トレーニングセンターと以前に設定されていた支払い条件または本契約のその他の条項に関わらず、本契約に基づく重大な違反の通知または解除通知時に、トレーニングセンターがオートデスクに支払い義務のある全ての金銭は支払期限を迎え、かかる通知を受領後 10 日以内にトレーニングセンターは、支払い義務のある金銭をオートデスクに送金するものとする。支払期限を過ぎた金額は、一ヶ月毎に 1.5%、または法的な最大率のいずれか少ない方の遅延損害金を支払うものとする。

(b)**マテリアルの返却** 本契約の解除後 30 日以内に、トレーニングセンターはオートデスクに全てのマテリアルを返却するか、もしくはトレーニングセンターが所有する全てのマテリアルを破棄し、かつトレーニングセンターの権限のある代表者が署名した全てのマテリアルが破棄されたことの証明書を提供する。

7.8 **他の救済手段** 本契約の解除権と共に、オートデスクは、トレーニングセンターによる本契約の違反又は違反のおそれに対し、損害賠償及び差止命令を求める権利を含む法律上行使できる全ての権利および救済手段を留保する。

7.9 **弁護士報酬** 本契約の条件を行使するためのいかなる手続きにおいて、勝訴当事者は、かかる手続きの補償金またはその他適用法に基づく最大限許容される範囲で、かかる手続きを維持するために要した全ての法的費用と料金を要求する権利を得るものとする。

7.10 **存続規定** その性質上存続すべき条件は、本契約の終了後も効力を有し継続し続けるものとする。

8. 雑則

8.1 **承認** トレーニングセンターは、自己の費用負担により、トレーニングセンターが必要なトレーニングサービスを提供できるようにするために必要な全ての承認、合意、許可、ライセンスおよびその他政府または第三者の承認を、取得し、維持するものとする。トレーニングセンターは、その活動に適用される全ての法律、制定法、条例、および規制を遵守するものとする。

8.2 **租税** トレーニングセンターは、トレーニングセンターによりエンドユーザーやその他の者に提供する製品およびサービスに関する全ての公租公課の支払(全ての適用される所得税、消費税、罰金および利子を含む)について責任を負うものとする。

8.3 **権原および所有権** マテリアルは、常にオートデスクの財産である。トレーニングセンターは、オートデスクおよび/または Autodesk, Inc.がオートデスクソフトウェア製品に対する著作権および商標権を保有し、本契約に明示的に規定されたところを除き、トレーニングセンターはマテリアルに関する特許権、著作権、トレードシークレットまたは商標権についての権利またはライセンスを付与されないことを確認および合意する。トレーニングセンターは、常に、マテリアルに対するオートデスクおよびAutodesk, Inc.の財産権を保護するための全ての合理的な手段を取るものとし、本契約で明示的に認められるところを除き、いかなる手段または目的でも、マテリアルまたはその派生物を複製、不正使用または無断配布してはならない。トレーニングセンターは、マテリアルを含む、オートデスクソフトウェア製品について、逆アセンブル、逆コンパイル、またはリバースエンジニアリングをしてはならず、またはオートデスクまたはAutodesk, Inc.のトレードシークレットまたはその他機密情報を発見しようと試みてはならない。トレーニングセンターは、いかなるオートデスクソフトウェア製品の不正使用、またはオートデスクまたはAutodesk, Inc.の知的所有権の侵害を発見した場合、オートデスクに直ちに書面により通知するものとする。

8.4 **商標の使用** 本契約の期間中、トレーニングセンターは、トレーニングセンターがプログラムガイドに従って認定されたオートデスクソフトウェア製品の名称を表記できる。加えて、マーケティング、販売促進、またはトレーニングセンターが認定された指定区分のためのトレーニングの提供の目的にのみ、トレーニングセンターは自身を、「オートデスク公認トレーニングセンター」、または「ATC」と名乗ることができる。トレーニングセンターは、オートデスクの事前の書面による承認なくして、オートデスクまたはAutodesk, Inc.のその他の商標を利用してはならない。トレーニングセンターは、オートデスクソフトウェア製品、包装、その他それに含まれるいかなるマテリアルの製造時に付されたオートデスクまたは Autodesk, Inc.の商標を修正または除去してはならない。オートデスクまたは Autodesk, Inc.

の商標に関する権利、権原または利益は、トレーニングセンターに対し授与されないものとする。本契約の期間中またはその終了後においても、トレーニングセンターは、オートデスクまたは Autodesk, Inc. の、商標またはその登録を争わず、オートデスクまたは Autodesk, Inc. のそれに紛らわしく類似する、商標、マークまたはトレードネームの登録を試みてはならないものとする。
トレーニングセンターは、自ら作成または配布するコース説明、マテリアル、またはその他の教材に、以下の免責条項を含むものとする。「オートデスクは、《ATC 名称》により提供されるトレーニングの質、および《ATC 名称》の行為について一切の責任を負いません。」左記の遵守をしないことは、本契約の重大な違反を構成する。

8.5 **商標表示の承認** トレーニングセンターが使用許可を請求する、オートデスクまたは Autodesk, Inc. の商標の表示は、デザイン、色またはその他詳細について、書面による承認を得るために、オートデスクに最初に提出されるものとする。

8.6 **保証の禁止** トレーニングセンターは、オートデスクを代理する、実際、外観上、または表面上のいかなる保証または表明を行わないものとする。

8.7 **トレーニングセンターによる補償** トレーニングセンターは、(a) トレーニングセンターによる本契約の違反、(b) トレーニングセンターの製品またはサービスの開発、マーケティング、配布、または宣伝、(c) トレーニングセンター、もしくはその従業員による過失または故意的な作為または不作為のうち、(i) 身体的損傷、疾病、または死、(ii) 有形財産の損傷または破損、またはそれに起因する使用機会の喪失、もしくは(iii) 制定法、条例、または規制違反、を含むいずれかに寄与する作為または不作為に起因または関連する第三者による、オートデスク、もしくはその役員、従業員または代理人に対して行う請求または要求から生じるまたは起因する、補償またはその他適用される法律に基づき最大限許容される範囲についての費用、損失、責任、経費(全ての法的費用およびその他の専門家のための費用および料金を含む)から、オートデスクを補償および免責する。

8.8 **責任制限** 本契約により生じるオートデスクの責任は、上記 4.1 条に記載されるライセンスのためにトレーニングセンターが支払った対価(存在する場合)を超えないものとする。いかなる場合においても、オートデスクは、発生態様を問わず、契約違反、不法行為（過失を含む）その他の法理によるかを問わず、またオートデスクが損害の発生可能性について通知を受けていたか否かにかかわらず、本契約から生ずる、代替品若しくは代替サービスの調達費、特別損害、結果的損害、付随的損害または間接的損害について、一切の責任を負わないものとする。かかる制限は、基本的違反、基本的な条件違反、または制限された救済が本来の目的を達成できない場合にも適用される。

8.9 **譲渡** オートデスクは、本契約締結時のトレーニングセンターの現在の所有者に基づくトレーニングセンターの評価、経営状態、および営業上の信用を信頼していることを確認する。従って、オートデスクの事前の書面による承諾なくして、本契約に基づく権利義務を移転または譲渡できず、直接的または間接的に義務を委譲させることはできない。トレーニングセンターはオートデスクに対し、速やかに、その経営者が変更される場合、もしくはその全資産または実質的に全ての資産を売却する場合、事前にオートデスクに書面にて通知する。経営者の変更、トレーニングセンターの資産の全てまたは実質的に全ての売却、または本契約またはその一部についてのオートデスクの書面による合意なしの譲渡またはそのような試みは、オートデスクによる本契約の即時解除の原因となりうることをトレーニングセンターは確認する。オートデスクは、その権利または義務を株式譲受人(株式または資産の購入、合併、法の運用またはその他)に本契約の主題に関する業務の一部を譲渡または移転することができる。本契約 8.9 条内に規定される制限事項に従って、本契約の全ての条件は、それぞれの継承者、譲渡を許可された当事者を拘束し、その利益のために効力を生じ、かつ法的拘束力を生じるものとする。

8.10 **法廷地/法の選択** 法の抵触に関するルールを除き、本契約は日本法に従って解釈され、かつ東京地方裁判所を専属合意管轄裁判所とする。

8.11 **通知** 本契約に基づく全ての通知は、全て書面(ファックスの送信または類似の書類)にてなされ、配達証明付または登録された第一種郵便、送付料金前納の書留郵便、宅配便、手渡し、ファックスまたは電子メールにて、下記に示される住所または、他方当事者が時折書面による通知にて指定するその他の住所に送付されるものとする。

オートデスクへの通知先：

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-2-11 新宿ウエストコート 7F

オートデスク ATC 事務局（株式会社マルハン内）

電子メール： atc@myautodesk.jp

トレーニングセンターへの通知は、本契約書の第 1 ページに特定される住所およびファックス番号になされる。

通知は、以下(a)から(e)のいずれかに該当する場合、送達されたとみなされる。

(a) 郵便により送付された場合、通知が発送人の地域の郵便局に届けられた日から 3 日後の日付
(b) 宅配便により送付された場合、通知が宅配便業者に届けられた日
(c) 手渡しの場合、通知が受領人に宛てて提出された日付
(d) ファックスにより送付された場合、送信確認の中に反映された日付
(e) 電子メールにより送付された場合、送信確認の中に反映された日付

通知が送達された日付は、本契約により設定される適用可能な通知期間の第一日目としてみなされる。

8.12 **独立の契約当事者** 本契約により設定されるオートデスクとトレーニングセンターとの関係は、独立の契約当事者間の関係であり、本契約は、(i) 一方の当事者に対し、他方当事者の日常の活動を指揮および支配する権限を与える旨、(ii) 両当事者を共同出資者、ジョイントベンチャー、共同所有者、またはその他合弁若しくは共同事業の参加者とする旨、又は(iii) トレーニングセンターにいかなる目的でもオートデスクを代理して義務を創出、または負担することを許す権限がある旨に解釈されないものとする。トレーニングセンターの業務に付随する全ての財政上の義務は、トレーニングセンターの唯一の責任である。トレーニングセンターとその顧客との間の全ての契約は、トレーニングセンターのみに責任があり、本契約のトレーニングセンターの義務に何の影響も及ぼさないものとする。トレーニングセンターは、トレーニングセンターの行為、その従業員または代理人に起因または起因すると主張される全ての請求、賠償、または訴訟（補償におけるオートデスクの訴訟費用、またはその他適用法に基づき最大限許容される範囲を含む）について、唯一責任があり、オートデスクを免責および補償するものとする。トレーニングセンターは、本契約期間中、他者へのサービスを履行する権利を保有する。トレーニングセンターは、オートデスク従業員の権利、特権、権限または利益(労災、身体障害保険、休暇または疾病手当、もしくはその他オートデスクの従業員に対し利用可能な福利厚生を制限なしに含む)のいずれも、獲得しないものとする。トレーニングセンターは、トレーニングセンターの費用および名義で、身体障害保険、労災、またはその他の保険を提供すること、およびサービスを実施するために通常または必要な免許または許可を取得することに責任を持つものとする。

8.13 **完全なる合意** 本契約は、本契約の目的に関するトレーニングセンターおよびオートデスク間に関する完全なる合意および理解を含み、かつ本契約の主題に関する全ての交渉、契約案、およびその他の合意に、書面または口述かを問わず優先するものとする。ただし、本契約によって明示的に優先されない範囲で、全ての従前の機密保持契約を除く。本契約はオートデスクおよびトレーニングセンターの両当事者の、権限のある個人により署名された書面によってのみ修正することができる。

8.14 **分離可能性** 本契約のいずれかの条項またはその一部が、管轄権を有する裁判所の上訴不能の判決の一部として、無効、違法またはその他の理由により法的拘束力を有しないとの決定が下された場合、かかる条項は、両当事者により示された意図に可能な限り従って実行または修正され、本契約の残りの部分は、完全に有効のままとする。

8.15 **解釈**

本契約は、両当事者および両当事者それぞれのカウンセルにより折衝された。本契約はその条件に従って公平に解釈され、いずれかの当事者に対し厳格に解釈されない。あいまいな点は、起草した当事者に反して解釈されない。

8.16　**正副本**

本契約は 2 通作成され、それぞれの契約書が両当事者の間で取り交わされたときに発効するものとする。

以下の代表者は、それぞれの当事者の代理として、本契約を発効するために正式な権限を持つ。

2016 年　7　月　1　日

<u>オートデスク</u>

（本店住所）　〒160-6024
東京都中央区晴海 1-8-10
晴海アイランド トリトンスクウェア オフィスタワーX 24 階

（会社名）　オートデスク株式会社

（代表者）　代表取締役　マイケル・キング

<u>トレーニングセンター</u>

（本店住所）　〒171-0014
東京都豊島区池袋二丁目11番9号　安藤ビル2階2号

（会社名）　一般社団法人 Civil ユーザ会

（代表者）　代表理事　藤澤 泰雄

セクション1　－ATC サイトと企業情報

このセクションは各サイトごとに記入してください。

【ATC サイト情報】

ATCサイト名 一般社団法人　Civilユーザ会 ATC事業部（仮称）	
ATCサイト名（フリガナ/英語） イッパンシャダンホウジン　シビルユーザカイ	
ATCサイト住所 〒171-0014 豊島区池袋二丁目11番9号　安藤ビル2階2号	
電話 03-5949-3122	FAX 03-3981-0131
サイトマネージャー氏名（漢字） 長谷川 充	サイトマネージャー氏名（英語） Mitsuru Hasegawa
電話 03-5949-3122	メールアドレス hasegawa@cim-cug.jp
ATC管理者名（漢字） 藤澤　泰雄	ATC管理者名（英語） Yasuo Fujisawa
電話 03-5949-3122	メールアドレス fujisawa@cim-cug.jp
トレーニングセンターホームページ ATC認定取得後以下のページ内に開設予定 https://cim-cug.jp/	

【企業情報】

会社名 一般社団法人　Civilユーザ会	
会社名（フリガナ/英語名） イッパンシャダンホウジン　シビルユーザカイ/ Civil User Group	
通称（会社・学校名の他に広告などで名称がある場合） CUG	
会社住所 〒171-0014 豊島区池袋二丁目11番9号　安藤ビル2階2号	
電話 03-5949-3122	FAX 03-3981-0131
代表者名　/　役職 藤澤泰雄　代表理事	会社または学校概要を記載したURL https://cim-cug.jp/policy.php

【ATCサイトのスタッフ情報】

ATCサイトスタッフ	人数	ATCサイトでの業務配分
例）営業	2人	50%
営業	1人	30%
マーケティング	1人	30%
管理	1人	20%
その他	1人	20%

【ATCインストラクター情報】

インストラクター名（正社員・契約社員）	製品名（指導経験年数）
例　山田　花子（正社員）	AutoCAD2005(5 年)、Inventor8(1 年)
新 良子（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター2 年）
糸田川 由美（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター2 年）
大野 陽一（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター2 年）
岡崎 綾子（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター2 年）
奥濱 良（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター1 年）
北川 譲（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター1 年）
雫石 和利（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター2 年）
滝本 結穂（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター1 年）
竹重 和馬（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター1 年）

田中 俊旭（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター1 年）
松田 郁子（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター2 年）
松本 浩一（契約社員）	Civil 3D、Revit、InfraWorks360 （CUG 認定 CIM インストラクター1 年）

【トレーニング設備情報】

トレーニング用機器は ATC が備える製品の必要最小限を満たさなければなりません。 製品仕様書については www.autodesk.co.jp の製品部分を参照してください。 加えて、トレーニング室は ATC オンライン評価の入力用にインターネットアクセスを持たなければなりません。

トレーニングルーム設備情報				
トレーニングルーム	**PC台数**	**PC仕様**	**プリンター/プロッター**	**プロジェクター**
例	10	Intel® Pentium® III processor, 800 MHz Microsoft® Windows® XP, 256 MB RAM40G harddisk, 1024x768 VGA with true color, CD-ROM drive	HP LaserJet 2200DN / HP DesignJet 430 D Size	Sony Cineza VPL-HS20
トレーニングルーム 1	10	HP ZBook17G2 Mobile Workstation インテル® Core™ i7-4710MQ プロセッサー 16GB (8GB×2) NVIDIA Quadro K3100M	富士ゼロックス DocuCentre-V C4476	Epson LCD PROJECTOR EB-S03
トレーニングルーム2				
トレーニングルーム3				
トレーニングルーム4				

AUTODESK.
Authorized Training Center

【マーケット区分 - 2016 年度 ATC プログラムでご提供する製品一覧】

ATCトレーニングに必要な製品の（ ）に〇をしてください。

製品区分（Single）			
AEC	**MFG**	**M&E**	**HRZ**
( )AutoCAD Architecture	( )AutoCAD Mechanical	( ) Autodesk 3ds Max	( )AutoCAD LT
( )AutoCAD Civil 3D	( )AutoCAD Electrical	( ) Autodesk 3ds Max Design	( )AutoCAD
( )AutoCAD Revit Architecture Suite**	( ) AutoCAD Inventor Professional Suite	( ) mental ray for Autodesk 3ds Max	( ) AutoCAD for Mac
Autodesk Navisworks *** ( )Naviswork Manage ( )Naviswork Review ( )Naviswork Simulator	( ) Inventor Tooling Suite	( ) Autodesk Maya	( )AutoCAD Map 3D
( ) AutoCAD Revit Structure Suite**	( ) Inventor Publisher	( ) Autodesk Softimage	( ) AutoCAD Raster Design
( ) AutoCAD MEP	( ) Autodesk Vault Manufacturing	( ) Autodesk MotionBuilder	( ) AutoCAD Freestyle
( ) AutoCAD Revit MEP Suite**	( ) Autodesk Sketchbook Professional	( ) Autodesk Mudbox	( ) Autodesk Sketchbook Pro
( ) Autodesk Robot Structural Analysis Professional	( ) Autodesk Streamline	( ) Autodesk Combustion+	( ) Design Suite Ultimate
( ) Autodesk MapGuide Enterprise	( ) Autodesk Moldflow	( ) Autodesk Cleaner+	
( ) Autodesk Ecotect Analysis	( ) Autodesk Algor Simulation	( ) Autodesk ImageModeler	
( ) Autodesk Quantity Takeoff	( ) Autodesk Alias Design	( ) Entertainment Creation Suite Premium	
( ) Autodesk 3ds Max Design	( ) Autodesk Alias Surface		
( ) AutoCAD Plant 3D	( ) Autodesk Alias Automotive		
( ) AutoCAD P&ID	( ) Autodesk Showcase Professional		
( ) Building Design Suite Ultimate	( ) Autodesk Showcase Presenter		
(〇) Infrastructure Design Suite Ultimate	( ) Autodesk Productstream Professional		
( ) Plant Design Suite Ultimate	( ) Autodesk 3ds Max Design		
	( ) AutoCAD Plant 3D		
	( ) AutoCAD P&ID		
	( ) Product Design Suite Ultimate		
	( ) Factory Design Suite Ultimate		

【ライセンス情報、年会費】

算出方法

（1） ＣＡＤ製品の場合

CAD 製品			
AEC	**MFG**	**M&E**	**HRZ**

基本 6 ライセンス　210,000 円
追加 3 ライセンス単位　90,000 円

（例）AEC　9 ライセンスの場合　210,000+90,000(追加ライセンス 3)=300,000

（例）HRZ　9 ライセンス,MFG　6 ライセンスの場合
210,000(基本 6 ライセンス)
＋
90,000×3(追加ライセンス 9])=270,000 円
＝480,000 円

＊ATC 年会費

CAD 製品の契約ライセンス数:	**AEC(12)ライセンス**	390,000 **円（税別）**

【トレーニングルーム用ソフトウェア】

トレーニングルームごとにトレーニング用オートデスク製品を記入してください。

トレーニングルーム用ソフトウェア	
例	AutoCAD, Architectural Desktop, Inventor Professional
トレーニングルーム 1	**Infrastructure Design Suite Ultimate, InfraWorks360**
トレーニングルーム 2	
トレーニングルーム 3	

【ATC ビジネス情報】

1. 御社のビジネス（複数可）

[ ] 独立系トレーニング機関　　[ ] オートデスク代理店
[ ] システムインテグレーター　　[ ] オートデスク販売店
[〇] コンサルタント　　[ ] 大学または教育機関
[〇] その他　CIM 製品ユーザー会

2. 会社設立年度　2015（年度）

3. トレーニング歴　4（年間）（任意団体運営機関含む）

4. 過去 60 日以内ので AutoCAD また他のオートデスク製品のトレーニング人数

40（名）

5. 1 年間のトレーニング対象人数　500（名）

6. ターゲットにしている業界を%でお答えください。（合計で 100%）

[　] 建築　[　] ファシリティ管理　[100] 土木
[　] 電力　[　] 製造業　[　] デザイン
[　] 地図　[　] 地図情報システム[　] データ管理
[　] 資格トレーニング　[　] その他
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7. 法人トレーニングをされる場合、トレーニング対象企業の規模の割合を[%]でお答えください。

[30] 小規模（従業員数 1-49 人）
[30] 中規模（従業員数 50－999 人）
[40] 大規模（従業員数 1000 人以上）

セクション2　ビジネスプラン情報

ビジネスプランはサイト数に関係なく、全体で1枚提出してください。

【トレーニングビジネスに対するマーケティング】

会社全体または ATC サイトで行われているマーケティング活動を下表に記入してください。

1. 予定のマーケティング活動の種類（例　広告、パンフレット、セミナー、体験、ダイレクトメール）
2. マーケティング活動の対象業界
3. 対象の人数
4. 活動の頻度（月 1 回、半年 1 回、継続）
5. マーケティング対象数に対して何%の反応を期待しますか？

企業 / ATC サイト マーケティングプラン				
(1) マーケティング活動の種類	(2) 対象業界	(3) 対象の人数（人）	(4) 頻度	(5) 反応の期待(%)
業界団体主催のトレーニング業務受託	• 建設コンサルタンツ協会 • 日建連 • 全建 • 地方自治体	120 名	6 回	100%　受託済
各地方分会活動（東京、大阪、広島、北海道）	土木建設業界	300 名	24 回	90%
JACIC 主催 CIM チャレンジ応募	土木建設業界	100 名	5 回	30%
大阪大学主催 CIM 塾	土木建設業界	100 名	6 回	80%

【トレーニングコース情報】

提供しているオートデスク製品トレーニングをすべて記入してください。

コース提供			
コース名	**時間**	**頻度/月**	**料金**
InfraWorks360 体験編	3.5	2	無償～10,000 円（予定）
Civil 3D 道路設計体験編	3.5	1.5	10,000 円（予定）
Revit 橋梁設計体験編	3.5	1.5	10,000 円（予定）
IDS CIM モデル作成基礎編	7	1	30,000 円（予定）
IDS CIM モデル作成応用編	7	1	50,000 円（予定）
IDS CIM モデル作成実践編	7	0.5	100,000 円（予定）

【トレーニング受講者数】

今年度中何人の生徒をトレーニングする見込みですか？

オートデスク受講者数（予測）				
製品（バージョンとコース）	**第 1 四半期**	**第 2 四半期**	**第 3 四半期**	**第 4 四半期**
InfraWorks360　InfraWorks360 体験編	0	50	50	30
Civil 3D 2017 Civil 3D 道路設計体験編	0	30	30	20
IDS 2017 IDS CIM モデル作成基礎編	0	50	50	20
IDS 2017 IDS CIM モデル作成応用編	0	30	30	10

【追加情報】

下記の情報をこのビジネスプランフォームに添付してください。

A. 将来的な御社のトレーニングビジネス目標をお聞かせください。
- 全国主要大学向けカリキュラム開発とインストラクタートレーニング　今年度　5校予定
- CUG 認定 CIM インストラクターの養成、全国各地での出張トレーニング　10ヶ所
- 国交省地方整備局 CIM 担当者トレーニング　10地方整備局の内、3整備局
- CIM トレーニングと CIM マネジメントコンサルティングを専業とする系列株式会社設立、2年以内

B. 最新のトレーニングカタログ、ダイレクトメール、パンフレット、配布物がありましたら、提出してください。
なし

C. 自社教材の例を添付してください。
AutoCAD Civil 3D 235 の技　日経 BP 社より出版

D. 外観、受付、トレーニングルームの写真を添付してください。
モバイルワークステーションをトレーニング時に設置、終了後撤収



セクション3　署名申請

ATC プログラムの必要条件と資格に従うことはこの登録書の承認を保証するものではありません。他の基準（地域のトレーニング需要、人口密度、登録済オートデスクソフトウェアユーザーの人数、地域における経営と業界要因を含むがこれに限らず）が考慮されるかもしれません。

オートデスクは、唯一、公正な裁量で ATC プログラムの申し込みを拒否する権利を保有します。

私、記名捺印者はATC必要条件とこのサイト登録フォームの4ページで選んだ業界に関する情報を慎重に審査し、さらに、特定の必要条件を満たし、この「ATC 新規登録申請書」で伝えられる情報が私の知識と信念の及ぶ限りでは正しくて完全であるとここに宣言します。

2016 年　　月　　日

代表する会社

一般社団法人　Civil ユーザ会
代表理事
氏名:　　藤澤泰雄　　㊞

オートデスク認定トレーニングセンター契約
マーケティングマテリアル追加契約書

本マーケティングマテリアル追加契約は、日本法人であるオートデスク株式会社（「**オートデスク**」）と、下記の一般社団法人Civilユーザ会（「**トレーニングセンター**」）の間で2016年7月1日付に締結された**オートデスク認定トレーニングセンター契約**（以下に定義する）の改訂であり、オートデスクによる捺印日（「追加契約発効日」）をもって効力を生じる。

オートデスクとトレーニングセンターは、従前に ATC 契約を締結していたものであるが、本マーケティング契約に定める条件によるマーケティングマテリアル（以下に定義する）の配布について規定するため、ATC 契約を改訂することを希望する。

1. **定義**　以下の用語は、以下の意味を有するものとする。本追加契約において特に定義されていないその他一切の用語は、ATC 契約に定める意味を有するものとする。

1.1 「**マーケティングマテリアル**」とは、本件期間中、オートデスクが随時トレーニングセンターに供給する販促資料及びその他の広告物を意味する。

1.2 「**ATC 契約**」又は「**原契約**」とは、オートデスクとトレーニングセンターの間で締結されたオートデスク認定トレーニングセンター契約であって、同契約に定める条件にてトレーニングセンターを ATC に指定する旨を規定したものを意味する。

2. ライセンス

2.1 **非独占的ライセンス**　本追加契約の条件及びオートデスクが随時通知又は支給するマーケティングマテリアルの使用に関する制限又は除外事項（パートナー向けポータルに掲載されたもの又はマーケティングマテリアルに添付されたものを含む）に従うことを条件として、オートデスクはトレーニングセンターに対し、本件期間中、マーケティングマテリアルをATCに指定されたことに関連してATC契約に基づき認められる範囲で複製し、配布することができる非独占的な譲渡不能且つサブライセンス不能の権利を付与する。

2.2 **制限事項**　マーケティングマテリアルを猥褻、名誉棄損またはその他の点において不法な形で使用することは、直接であると特定の対象との関連または並置においてであることを問わず、厳に禁止する。トレーニングセンターは、マーケティングマテリアルをロゴ、商標またはサービスマークに取り込まないものとする。マーケティングマテリアルは、トレーニングセンターに書面で伝えられた制限事項に反する方法で使用しないものとする。マーケティングマテリアルは、(i)マーケティングマテリアルの中のモデルが製品若しくはサービスを個人的に使用若しくは推奨しているものと通常人に思わせるような方法、又は(ii)好ましくない若しくは問題があると通常人にみなされるような方法で使用しないものとする。電子形態で配信または保存されたマーケティングマテリアルについては、トレーニングセンターはそれらに付された著作権の記号及び印を保持しなければならない。トレーニングセンターは、別途マーケティングマテリアルの高解像度コピーを作成してはならず、第三者によるマーケティングマ

テリアルへの不正アクセスを防止するために強固なファイアウォールを維持する。

2.3 オートデスクによる権利の留保 オートデスクとトレーニングセンターの間では、マーケティングマテリアルは常時オートデスクの所有に帰する。本追加契約において明示的な定めがある場合を除き、トレーニングセンターは、マーケティングマテリアルに関して特許、著作権、営業秘密、商標又はその他の知的財産権に係るその他いかなる権利又はライセンスも付与されるものではない。トレーニングセンターは、マーケティングマテリアルに係るオートデスクの財産権を保護するためあらゆる合理的な対策を講じるものとし、本追加契約において明示的に許可されている場合を除き、いかなる方法又は目的においてもマーケティングマテリアル又はその派生物をコピー、使用若しくは配布しないものとする。トレーニングセンターは、マーケティングマテリアルの不正使用を発見した場合は、オートデスクに対し速やかに書面で通知するものとする。

2.4 監査権 ATC 契約に定める監査権とは別に、オートデスクは、その単独かつ絶対的な裁量により、トレーニングセンターによるマーケティングマテリアルの使用状況の監査を実施し、その他トレーニングセンターが本追加契約の条件を遵守しているか確認することができる。

3. **保証の否認及び責任の制限** オートデスク及びそのライセンサーは、マーケティングマテリアルにおいて描写されている名称、人々、商標、トレードドレス、登録済み、未登録若しくは著作権で保護されている意匠又は芸術作品又は建築の使用について何ら保証を行わない。オートデスク及びそのライセンサーは、権利非侵害、商品性又は特定目的への適合性に関する黙示の保証を含め（但しこれらに限らない）、マーケティングマテリアルに関する明示又は黙示の一切の保証を否認する。オートデスク及びそのライセンサーは、マーケティングマテリアルに関していかなる補償義務も負わないものとする。オートデスク及びそのライセンサーは、トレーニングセンターがマーケティングマテリアルを使用したこと又はその他に起因する一般的損害賠償、懲罰的損害賠償、特別損害賠償、間接的損害賠償、派生的損害賠償若しくは付随的損害賠償、又は逸失利益若しくはその他一切の損害、費用又は損失について、たとえかかる損害、費用又は損失が発生する可能性をオートデスクが知らされていた場合であっても、トレーニングセンター又はその他の者若しくは事業体に対する責任を負わないものとする。

4. **トレーニングセンターによる補償** トレーニングセンターは、ライセンスの違反、マーケティングマテリアルの不法使用若しくは悪用に起因し、又はこれらの結果生じた費用、損失、責任又は経費（裁判費用及び合理的な弁護士その他の専門家の費用を含む）についてオートデスクに補償し、オートデスクを免責し、防御することに同意する。

5. **マテリアルの返却** オートデスクより請求があった場合、トレーニングセンターは、その時点で所有している一切のマーケティングマテリアル又はそのコピーを請求から 30 日以内にオートデスクに返却し、且つ／又はオートデスクの書面による請求があった場合は、これらの所有物の全部又は一部を破棄するとともに完全に破棄した旨を証するものとする。

6. **解除** いずれの当事者も、相手方当事者に 30 日前に通知することにより、解除理由なしに自己の都合により本 ATC 契約追加契約を解除することができる。

7. **一般条項** 本マーケティング追加契約の条件と ATC 契約の条件の間に齟齬がある場合、本マーケティング追加契約の条件が優先する。以上に定めたものを除き、ATC 契約の条件に変更はない。

以上の証として、本契約当事者は追加契約発効日付で本マーケティング追加契約を正式に締結せしめた。

オートデスク株式会社	**一般社団法人 Civil ユーザ会**
マイケル・キング	藤澤　泰雄
活字体氏名　　㊞	活字体氏名　　㊞
代表取締役	代表理事
役職	役職
日付	日付